

凍結（受精卵・卵子・精子）の保存延長手続きについて

当院では開院以来患者様からお預かりしております凍結（胚・卵子・精子）に関してはスタッフが厳重に管理し、それぞれの患者様の凍結保存期限を確認し、期限前に延長または廃棄の意思確認を郵送にてお伺いしておりましたが、

1. ご返事をいただけないケース
2. 転居先などが不明で郵便物が返送されるケース

が多発してまいりました。そのため今後は凍結の期限などに関しましては患者様ご本人にて管理して頂き、ご自身で手続きをして頂くことといたしました。

以下に今後の手続きの流れに関して説明いたします。

凍結保存の延長をご希望の場合には保存期限の1ヶ月前から期限が切れるまでの間に手続きをお済ませ下さい。『保存延長』手続きは患者様ご自身にて当院ホームページより必要書類をダウンロード・印刷して頂き、『保存延長申請書』に署名（自署）のうえ、申請書送付と同時に凍結延長料を当院指定の下記口座にお振り込みいただきますようお願い申し上げます。その際には確認のため当院までご連絡頂きますようお願い申し上げます。支払い確認後、『領収書』および『凍結延長申請受理書』をお送りします。

（振込先）南都銀行 西大寺支店（店番 090） 普通口座 1348737

医療法人授幸会 久永婦人科クリニック

（イリョウハウジンジュコウカイ ヒサナガフジンカクリニック）

尚、凍結受精卵の2年目以降の凍結延長費用は凍結周期毎に22,000円/年（消費税込）となっております。期限までに延長のご連絡がない場合には廃棄処分となりますのでご注意ください。

また、延長をご希望でない場合には『廃棄申請書』に署名（自署）のうえ当院まで郵送をお願いいたします。当院規定に従い廃棄処分とさせていただきます。

2019年10月1日

医療法人授幸会 久永婦人科クリニック